

(別紙)

## ブランド力強化につながる県産農林水産物品種開発のための市場調査業務 委託仕様書 (案)

本業務委託仕様書は、「ブランド力強化につながる県産農林水産物品種開発のための市場調査業務」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

福島県産農林水産物の「生産」「流通」「消費」の各段階における取組を強化するためには、より多様化する市場ニーズを的確に把握し、消費者等から共感を得られる「福島ならではの」の特徴を持つオリジナル品種の開発等を戦略的に進める必要がある。そこで、市場の変化を捉え、選抜や交配を強化するための知見を得ながら開発における方向性を確かめるとともに、研究機関において品種化を有望視する系統の市場優位性や課題等を明らかにすることで、生産から消費までの各段階で優位性を発揮する有望な品種が早期に育成されることを目的に、「りんご」の市場調査を行う。

現在、品種化に向けて育成中の有望系統（1系統：収穫時期は10月中旬頃。以下、「有望種」という。）について、流通から消費までのニーズや競合産地の調査分析等により、市場における優位性や位置づけを明らかにし、品種化に向けた検討材料を収集する。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

### 3 委託業務の内容

福島県における品種開発の状況を踏まえ、以下（1）を効果的に実施すること。また、実施にあたっては（2）及び（3）を考慮すること。

#### （1）「りんご」の有望種の市場調査等

##### ア 試食評価調査

###### （ア） 対象

- a 対象者：卸売業者及び実需者（小売、大手量販店、仲卸等のバイヤー）30サンプル以上  
消費者 100サンプル以上
- b 対象地域：首都圏等

###### （イ） 調査内容

有望種の外観（大きさ、重さ、果皮の色、形等）、食味（甘味、酸味、硬さ、香り、果汁、果肉の色等）、輸送性、日持ち性、総合評価等について、本県産の既存品種及び同時期の他産地品種等との比較調査を行い、有望種の強みや弱みを明らかにする。

##### イ ニーズ調査及び価格調査

有望種の需要のある地域、場所、規模等を示すとともに、同時期の他産地品種等との価格差はどれくらいかを明らかにする。

#### ウ 加工原料としてのニーズ調査

有望種の加工特性を整理し、本県産の既存品種及び他産地品種等との比較をするとともに、県内外の実需者 10 サンプル以上にヒアリング調査等を行い、加工用の需要を明らかにする。

なお、加工特性の整理にあたっては、県の研究結果等を参考とすること。

#### エ 香気成分の分析調査

有望種についてその特性を把握し、他品種と比較した優位性を明らかにするため、香気成分（エチルエステル類、ヘキサノール等）の分析調査を行う。なお、調査する成分は5つ以上とし、福島県と協議の上決定する。

#### オ 意識等調査

有望種の付加価値化を検討するため、付加価値（GAP、環境負荷低減、有機農産物、特別栽培農産物、機能性表示等）の認知度やそれらの購買における重要度、及び流通量（5年前との比較等）について消費者 1,000 サンプル以上を対象にアンケート調査を行う。

#### カ 展開方向性の提案

競合産地の品種開発の動向（注目品種やその特長など）を踏まえ、有望種の市場における位置づけを示すとともに、販売ターゲットや課題を明確にし、品種化した際に想定される生産から流通、販売に至るまでの展開方向を提案する。

特に、品種開発には長期間を要することを考慮し、数年先を見据えた視点に立って調査結果をまとめ、新たな需要の創出のための提案を行う。

### （2）試食評価調査、サンプル品の管理に係る留意点

試食評価調査は、会場調査を原則とし、試食品は温度管理や切り方等について福島県が指定する方法で提供するとともに、調査結果に偏りがないう提供順番等について考慮すること。また、消費者については性・年代に偏りがないう被験者を集めること。

有望種の調査に供するサンプル品については、福島県より入手することとし、調査ではサンプル品（残渣も含む）の持ち帰り等外部への流出がないよう厳重に管理し、サンプル品の余りが生じた場合はその全量を廃棄すること。その他の比較調査用の品種については、受託者が購入・準備すること。

福島県が提供可能なサンプル品数に応じて、最大限の効果が得られる調査範囲・内容等を設定すること。

### （3）その他留意点等

ア 調査対象地域については、首都圏のほか、本県産「りんご」の主要消費地域等を踏まえて、福島県に相談の上、決定すること。

イ 報告書のとりまとめに当たっては、JA 系統出荷及び系統外出荷を含めた流通経路図（各段階の流通割合等が見えるもの）を作成するなど、流通に係る全体像がイメージしやすい資料とすること。また、必要に応じて、関係団体等からの聞き取りを行うこと。

ウ 市場における成長分野及び衰退分野や、今後拡大が見込まれるニーズに触れた考察を行うこと。

エ 令和6年11月末日までに、中間報告として(1)アの調査結果をとりまとめ、福島県に共有すること。

#### 4 成果品の提出

##### (1) 成果品

成果品は次のとおり。

- ア 調査報告書一式(概要版を含む)
- イ その他、福島県が必要とする資料

##### (2) 提出期限

令和7年2月28日(金)

##### (3) 提出部数

紙媒体5部及び電子媒体(CD-RW等に保存したもの)1部

#### 5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。なお、様式については契約時に示す、指定様式により提出すること。

##### (1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 着手届
- イ 総括担当者届
- ウ 実施工程表(任意様式)
- エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

##### (2) 業務終了後速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ 実績報告書
- ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 事業実施等の打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。

#### 7 その他

受託者は、この仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で、疑義が生じた事項については、福島県農林企画課と協議しなければならない。